

日本とカナダの項目別比較表

生体牛の輸入 BSE感染度	日本	カナダ	カナダと日本との比較
生体牛の輸入	英国から乳牛33頭(1982年5頭 1987年9頭 1988年19頭) ドイツから乳牛1993年16頭 カナダから1986～2003年5,210頭(754頭は監視下にあり) 米国から2003年10月92頭(監視下にあり) 輸入牛のほとんどが乳牛	英国から1980年～1989年198～231頭 (内117頭がリスク有り) 欧州から1980年～1989年243～245頭、 1990年～2003年28～40頭 米国から1980～1989年約5.8万頭、 1990～2003年約144万頭	カナダは英国から117頭、欧州から2.8頭 (英国の1/100のリスクとして換算) 合計119頭 よってカナダは日本の3.8倍
肉骨粉の輸入	1999年～2001年デンマークから30,533トン(熱処理有り) 1987年～2001年イタリアから56,000トン (SRM含有?一部熱処理なしを含む。1996年以降は加熱処理済み) 1992年～2001年カナダから9,103トン	英国から0トン 米国から1980～1990年約1.5万～1.8トン、 1991～2003年約26.9万～33.6万トン	カナダは英国及びEUからの肉骨粉の輸入はない 英国からのトン数に換算すると日本は560トン
動物性油脂	オランダから1,245トン	なし	
BSEプリオンの飼料への混入			
・飼料規制	2001年10月 全てのほ乳動物由来たん白質の飼料への使用禁止。ただし2005年4月から、豚由来たん白質を交差汚染防止対策を行った上で、鶏・豚用飼料に使用することについて使用禁止を解除。	1997年8月 反すう動物由来たん白質の反すう動物への給与禁止	
・遵守状況	遵守率 ほぼ100% ・2001年9月BSE発生後、全ての牛飼養農家への立入調査の結果、165農家で肉骨粉を給与。ただし、追跡調査の結果、BSE陽性牛は確認されず。 ・2001年10月以降、配合飼料の肉骨粉汚染について飼料輸入業者、製造業者、販売業者、牛飼養農家に対して立入調査を実施した結果、牛用飼料から鶏由来たん白質が検出された事例が1件有り。	遵守率90% 過去3年間の遵守状況は良好で、90%以上のレンダリング工場・飼料工場 で「遵守」又は「ほぼ遵守」の評価。	
・SRMの飼料利用	2001年10月からSRMを含め牛肉骨粉の飼料利用禁止。	現在もSRMの反すう動物以外の飼料への使用は可。	カナダでは国内での循環・増幅の可能性有り
・高リスク牛の飼料利用	牛由来たん白質の動物用飼料への使用禁止。 死亡牛はレンダリング処理後焼却され、飼料には回らない。 と畜牛は全て検査され、陽性牛は排除。	牛由来たん白質の反すう動物飼料への使用禁止 (豚・鶏等飼料へは使用可)。 中枢神経症状牛、死亡牛、歩行困難牛はレンダリングに回る (豚・鶏等飼料)。	
・ラインの分離	2003年義務付け。 ただし既設工場については2005年4月以降完全分離。	2005年5月現在、レンダリング施設の79%(23/29)、飼料工場の83% (456/550)は専用施設(諮問参考資料27,現地調査報告)。 高度に専用化された製造システムが採用された地域では問題ないが、 地域によっては十分ではない(EFSA GBR 2004/6)。	
・輸入配混合飼料	国内使用量の約0.5% 2001年、全ての国からの動物性加工たん白を含む飼料の輸入禁止。 2005年8月原材料の届出を義務付け。	輸入量不明 1996年BSE発生国からの反すう動物由来物質を含む飼料の輸入禁止	
サーベイランス結果	摘発率 0.00282%	摘発率 0.00379% 高リスク牛全体の約66%を検査	
・BSE陽性牛	20頭(健康と畜牛9頭、高リスク牛11頭)	3頭(起立不能牛3頭) 健康と畜牛はほとんど検査せず	

食肉のBSEプリオン汚染度	日本	カナダ	カナダと日本の比較
と畜検査でのBSE検査	21ヶ月齢以上(全頭検査を継続) 検査陽性牛は食用から排除	実施せず	
高リスク牛の排除	と畜検査によって排除	と畜検査によって排除	
スタンニング	実施	実施	日本と同程度のリスク
ピッキング	実施 2004年12月現在、と畜牛の約80%(と畜場ベースで79.1%)で実施。	実施せず	
SRM除去	実施 2001年から義務付け。2004年10月の厚生労働省のアンケート調査の結果、SSOPの作成については約9割のと畜場で実施。2005年3月の調査では全てのと畜場で作成。	日本向けには実施	日本と同程度のリスク
せき髄除去 枝肉洗浄後の確認	実施 2005年1月時点で、背割りを実施している154施設のほぼ100%で実施。また、せき髄吸引後に背割りするは125施設(91.9%)。せき髄吸引除去率は52.1~99.1%であるが、背割り後の枝肉洗浄・せき髄硬膜除去により肉眼的には100%除去。	日本向けには実施	日本と同程度のリスク
手順、記録	SSOP 2004年10月の厚生労働省のアンケート調査の結果、SSOPの作成については約9割のと畜場で実施。2005年3月の調査では全てのと畜場で作成。	SSOP,HACCPに基づく管理が義務付け。	

評価対象	全月齢(年間と畜数:125万頭)	20月齢以下(2003年12月以降生まれ;個体月齢証明により月齢判別可能なもののみ輸出可能)年間と畜頭数430万頭のうちのほとんど(具体的な%は不明)が20ヶ月齢未満で出荷・と畜。	
月齢判別	2001年1月から開始、2003年12月から生産段階で義務付け。トレーサビリティにより2003年以降に生まれた全ての牛について月齢確認可能。	日本向けに輸出可能な牛肉製品は"Age Verification: Age Determination of Cattle to Quality Canadian Beef and Beef Products for Export to Japan"で規定されている手順及び手法を用いてと殺の時点で20ヶ月齢以下と証明される牛由来のものでなければならない。	

カナダから日本への年間輸入量(出典:農林水産省発表資料 2003/8/8)

輸入部位	輸入重量	カナダの牛肉生産量	全牛肉生産量に対する割合(%)
牛肉(部位別データなし)	約20,000トン	約800,000トン	約2.5%